

裁判員制度の廃止を求める声明

2010年2月19日



裁判員制度はいらない！大運動 呼びかけ人

足立 昌勝(関東学院大教授)
雨宮 処凛(作家)
嵐山 光三郎(作家)
池内 ひろ美(家族問題評論家)
今井 亮一(交通ジャーナリスト)
内田 博文(九州大学法学研究院教授)
蛭子 能収(漫画家)
大分 哲照(真宗本願寺派福岡時対協会会長)
織田 信夫(弁護士)
玄侑 宗久(作家・臨済宗僧侶)
崔 洋一(映画監督)
斎藤 貴男(ジャーナリスト)
新藤 宗幸(千葉大教授)
高山 俊吉(弁護士)
西野 留美子(ルポライター)
若田 泰(京都民医連中央病院医師)

昨年11月末、最高裁判所は、約34万5000人の国民に、本年の裁判員候補者名簿に記載したとの通知を発送しました。

実際にはすでに破たんしに瀕している裁判員制度を依然強行しようとする最高裁・法務省の姿勢は決して許されるものではありません。私たちは厳しく抗議するとともに、あらためて広く国民の皆さんに裁判員制度の廃止を強く訴えます。

裁判員制度が破たん状態にあることは、裁判員制度に対する国民の拒否の声がこの間一気に拡大していることによって明らかです。各地で裁判員候補者の裁判所出頭率が30%を割り始め、上記候補者名簿記載通知の34%もが最高裁判所に返送され、その多くが裁判員就任に抵抗しているとうかがわれること、実際に裁判員を経験した方が制度反対の声を上げ始めていることに注目して下さい。

制度が立ち往生の状態にあることは、裁判員裁判の事件処理が実際にマヒ状態に陥っていることによって明らかです。昨年、公判請求された対象事件約1200件のうち、年末までに判決に到達したのはわずか138件でした。残る事件の多くは公判前整理手続きが遅れるなどし、多くの被告人が「短期間裁判」の公判を長期間待たされるという何重もの理不尽を強要されています。事務処理がパンク寸前の状態にある裁判所も少なくありません。公判前整理手続きさえ空洞化し、被告人不在の「進

行協議」方式を原則化させようという裁判所まで現れています。このような裁判が、被告人の防御権や弁護人の弁護権を侵害破壊するものであることは言うまでもありません。

私たちは、裁判員制度廃止の声をさらに大きくするよう、渾身の力をこめて全国的に推進・展開し、本年5月18日(午後6時)には、東京・日比谷公会堂で、「裁判員制度廃止を求める全国集会」を開催します。

一人でも多くの国民のみなさん、弁護士など法曹のみなさん、刑事裁判に関わる皆さん、そして現場で問題を痛感しているマスコミの皆さんが、この運動と集会に強く関心を寄せられ、きそってご参加下さるよう呼びかけます。

以上

裁判員制度はいらない！大運動

事務局：160-8336 新宿区西新宿3-2-9

新宿ワシントンホテルビル本館2406号

新都心法律事務所 事務局長 佐藤和利

電話：03-3348-5162

FAX：03-3348-5153

<http://no-saiban-in.org>